

最終更新日：2008年1月11日

株式会社ウィズ

代表取締役社長 横井昭裕

問合せ先：03-3663-7677

証券コード：7835

<http://www.wizinc.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は株主及び投資家、消費者、取引先、従業員、社会等のステークホルダーからの負託に応えるために、その意思が有効に機能すべく経営体制を構築することが重要と考えております。特に、経営意思決定の迅速性・公正性と業務執行の効率化を図る一方、経営監視体制の強化を実現しうる企業統治制度の確立をしていく所存であります。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

| 氏名または名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|----------|-------|
| 横井 昭裕 | 16,170 | 52.47 |
| 嶋崎 章 | 1,740 | 5.64 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 1,592 | 5.16 |
| 大谷 英雄 | 1,118 | 3.62 |
| 横井 真由美 | 1,050 | 3.40 |
| 横井 憲治 | 800 | 2.59 |
| 杉浦 幸昌 | 300 | 0.97 |
| 日本証券金融株式会社 | 205 | 0.66 |
| ビーエヌピー パリバ セキュリティーズサービス ルクセンブルグ ジャスダック セキュリティーズ | 150 | 0.48 |
| エイチエスビーシー ファンド サービスィズ クライアンツ アカウント 006 | 138 | 0.44 |

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

ジャスダック

| | |
|-----------|--------------|
| 決算期 | 5月 |
| 業種 | その他製品 |
| (連結) 従業員数 | 100人以上500人未満 |
| (連結) 売上高 | 100億円未満 |
| 親会社 | なし |
| 連結子会社数 | 10社未満 |

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------|---------|
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 6名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任していない |

現状の体制を採用している理由

現在監査役は4名体制であり、うち3名は社外監査役であります。取締役の業務執行に対し、十分な監査が可能であります。そのため現状の体制を採用しております。

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 監査役の人数 | 4名 |

監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人は、会計監査人の年間監査計画の段階から業務執行状況の報告を受けるなど日頃から綿密な関係性を維持しております。監査役は主に会計監査人の中間及び期末監査結果についての報告を受け、監査の方法の妥当性について検討し、監査上の課題や問題点についての意見交換を行っております。また、特に重要な事項について、監査役は会計監査人から説明を受け、内部監査部等に報告し、その内容を把握して対策を講じるなど有効な体制を構築しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査部が実施する各部門及び子会社ごとの内部監査の結果及び改善事項を、内部監査部と各部門長とが協議する際、常勤監査役1名が必ず協議に参加して、必要に応じ、適法性等に関する助言を行っております。また、その結果は月1回行われる監査役会にて報告され、他の監査役に報告されています。

| | |
|------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
|------------|--------|

社外監査役の人数

3名

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | |
|-------|----------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 大島 忠 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | ○ |
| 三木 誠 | その他 | | | | | | | | | ○ |
| 加藤 興平 | 弁護士 | | | | ○ | | | | | ○ |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外監査役を選任している理由 |
|-------|--------------|---|
| 大島 忠 | —— | 大島氏は、長年にわたり信託銀行において、金融業務を担当しており、財務に関する相当程度の知見を有しており、選任しております。 |
| 三木 誠 | —— | 三木氏は、大手設計事務所の取締役の経験があり、その後、長年にわたり代表取締役として、設計事務所を経営しております。同氏の企業経営の経験から、当社の監査業務の適正性の確保という点において、適任と判断できるため選任をしております。 |
| 加藤 興平 | —— | 加藤氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有し、客観的立場より当社の経営を監査していただくため、選任をしております。 |

その他社外監査役の主な活動に関する事項

監査役の全員は取締役会に出席し、経営及び個別案件に対して、適法性の観点から意見を述べる等、活動を行っています。

また、常勤監査役1名は、本部長以上で構成される本部長会議及び部長以上で構成される経営会議において、個別案件に対して同じく適法性の観点から適宜意見を述べています。

【 インセンティブ関係 】

| | |
|-------------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|-------------------------------|----------------|

該当項目に関する補足説明

平成17年1月12日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会において承認可決した株式会社ウィズ第1回新株予約権をストックオプションとして、平成17年2月8日付で発行しております。これは当時、当社が株式市場への上場を目指しておりましたため、取締役及び従業員に、当社の業績の向上及び士気を高めることを目的として発行しました。

| | |
|-----------------|---|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員 |
|-----------------|---|

該当項目に関する補足説明

付与基準につきましては、発行決議日における役職及び等級等に応じて定めております。

【 取締役報酬関係 】

| | |
|------|--------------------------|
| 開示手段 | 有価証券報告書、決算短信、営業報告書（事業報告） |
| 開示状況 | 全取締役の総額を開示 |

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書においては、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

現在、社外監査役を補佐する人員として、必要があれば人事総務部の部員がこれに当たることとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

経営の意思決定は、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて開催される臨時取締役会において行っております。具体的な業務執行については、その時点での経営的な諸問題・課題を本部長以上で討議・解決する「本部長会議」(原則月1回)、部長以上で構成され月次の各部門の進捗報告を中心とする「経営会議」(原則月1回)において、その指示を行うこととし、業務執行の迅速化と明確化を図っております。

監査・監督については、監査役制度を採用しており、監査役は会計監査・業務監査を実施するほか、取締役会に出席して、経営及び個別案件に対して適法性の観点から意見を述べる等、経営監視体制の強化を図っております。

更に、常勤監査役1名は上記「本部長会議」及び「経営会議」に出席し、個別案件に対して、同じく適法性の観点から、適宜意見を述べています。

また、内部監査部において、法令、定款及び社内規程等の遵守状況並びに会計記録の正確性、網羅性をはじめとする内部牽制の運用状況の調査を「内部監査規程」に基づき、計画的に実施しております。

一方、監査法人保森会計事務所と監査契約を締結し、会計監査を実施しております。なお、当会計監査業務を執行する公認会計士は横川三喜雄、三枝哲の2名で、業務執行社員以外の主な監査従事者は2名であります。

取締役の指名決定に係るプロセスは、代表取締役社長が株主総会に付議する取締役選任議案を取締役に付議しております。当該取締役会において、他の取締役を含め、取締役候補者に対する妥当性についての審議を経て、株主総会に付議する取締役選任議案の最終決定をしております。

監査役の指名決定に係るプロセスは、代表取締役社長が株主総会に付議する監査役選任議案につき、監査役全員の同意を得たうえで、取締役会に付議しております。当該取締役会において、他の取締役を含め、監査役候補者に対する妥当性についての審議を経て、株主総会に付議する監査役選任議案を最終決定しております。

役員の報酬額等の決定につきましては、株主総会で決定している報酬総額の限度内で、その都度、業績及び世間水準等のバランスを考慮した上で、取締役の報酬は取締役会で決定し、監査役の報酬は監査役の協議により、決定しています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IR に関する活動状況

| | 代表者自身 による 説明の有無 | 補足説明 |
|---------------------------------|-----------------------|---|
| 個人投資家向けに 定期的説明会を 開催 | あり | 原則として年間で1回程度の割合で個人投資家向け説明会の開催を実施しております。説明会向けに独自に作成した「IR資料」に基づき、個人投資家の皆様に内容を理解していただけるよう、当社グループの事業の概要、業績の予想、今後のビジョン、株主還元方針等を説明しております。 |
| アナリスト・機関投 資家向けに定期的 説明会を開催 | あり | 中間決算、本決算発表後にアナリスト・機関投資家向け説明会の開催を実施しております。説明会向けに独自で作成した「IR資料」に基づき、アナリスト・機関投資家の皆様に内容を理解していただけるよう、図表や写真を用いて、業績の概要、今後のビジョン、株主還元方針等を説明しております。また、機関投資家訪問やアナリスト・機関投資家による個別取材に適宜対応しております。 |
| IR資料の ホームページ掲載 | あり | 当社ホームページにIRサイトを開設しております。「IR資料」として、プレスリリース及び財務ハイライト等の他、財務資料として有価証券報告書、半期報告書、決算短信、株主通信、事業報告等を掲載し、当社の事業の概要や決算状況の開示に努めております。 |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|--|---|
| 社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定 | 「ウィズグループ企業行動指針」において、消費者、取引先・同業者、株主・投資家、従業員それぞれに対する立場の尊重を規定し、役員及び従業員が当該行動指針に基づき、業務を行うよう周知徹底を図っております。 |

Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

コーポレートガバナンスが有効に機能するため、健全な内部環境の整備・運用のため及びリスクへの適正な対応のために内部統制システムの構築は非常に重要であると認識しております。現在、決議しています「内部統制システム構築のための基本方針」は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範のもとで、その職務を遂行するために「ウィズグループ・コンプライアンス基本規程」及び「ウィズグループ企業行動指針」を定め、周知徹底を図る。
- (2) コンプライアンス活動を推進していくために、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス上の問題、活動状況等を適宜、取締役会及び監査役に報告する。
- (3) 当社グループの取締役及び使用人からの法令等の違反行為等に関する通報または相談に対して適切な処理を行うため、「ウィズグループ内部通報処理規程」を定め、通報先を社内及び社外とするコンプライアンスホットラインを設置する。
- (4) 内部監査部は、使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合しているかにつき、社内各部門の事業活動の監査を行い、改善すべき事項を明らかにしたうえで、助言や勧告を行う。当該監査結果は代表取締役社長に報告し、各監査役に周知する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報・文書の取扱いについては「文書保存管理規程」を定め、それに従う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は人事総務部が行い、各部門の所轄業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。
- (2) 不測の事態が発生した場合の手続きについて「リスク管理規程」を定め、緊急時の対応は、それに従う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規則」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等の規定に基づく、職務権限及び意思決定のルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとっていく。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため当社グループ全体に「ウィズグループ企業行動指針」、「ウィズグループ・コンプライアンス基本規程」等の倫理要綱及び規程を定め、適用する。
- (2) 当社は、当社グループの取締役または使用人に対してコンプライアンスに関する研修及びコンプライアンスホットラインの周知等、必要な諸活動を実施する。
- (3) 当社及び当社子会社において、当社内部監査部の定期的監査を実施し、代表取締役社長はその報告を受ける。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当面の間は、監査役の職務を補助すべき要員については、監査役から要請があれば、人事総務部の使用人をその任につける。

7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の人事異動・評価等を行う場合は、あらかじめ監査役全員に相談し、同意を得ることを条件とする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、次に定める事項を報告するものとする。

- ① 本部長会議及び経営会議で決議された事項
- ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 毎月の経営状況として重要な事項
- ④ リスク管理に関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反
- ⑥ その他コンプライアンス上で重要な事項

使用人は、次に定める事項を報告するものとする。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 重大な法令・定款違反
- ③ その他コンプライアンス上で重要な事項

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、監査役は代表取締役社長及び監査法人との会合をそれぞれ定例化する。
- (2) 監査役は、必要に応じて内部監査部及び監査法人等と連携をとり、監査の実効性を確保するものとする。

今後も「内部統制システム構築の基本方針」を柱に PDCA サイクルを行い、より適切なリスクマネジメントを実践してまいります。

参考資料「[模式図](#)」: 巻末「[添付資料](#)」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

特記すべき事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コンプライアンス体制の更なる充実を図るために、平成19年5月16日より内部通報制度(コンプライアンスホットライン)を運用しております。これにより、監視体制を強化し、機能的に運用できるようすすめてまいります。

また、リスク管理につきましては、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、当社全体のリスクを網羅的・統括的に管理できるように、リスク管理体制をより明確にしてまいります。

【 参考資料：模式図 】

当社の内部統制及び業務執行図

